

(平成21年10月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 36 件

国民年金関係 11 件

厚生年金関係 25 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 36 件

国民年金関係 19 件

厚生年金関係 17 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨等

申立期間 : ① 昭和39年4月から41年3月まで
② 昭和54年4月から同年12月まで

申立期間①についてA社会保険事務所に照会したところ、納付の事実が確認できないとの回答であった。

その後、申立期間②についても納付の事実が確認できないとの回答であった。

申立期間①及び②の国民年金保険料は、当時住んでいたB町(現在は、C市)で、夫婦二人の国民年金の加入手続をしてから保険料の納付を欠かしたことは無く、未納であるというのは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、国民年金の被保険者資格を取得してからは夫婦二人の保険料を一緒に納付してきたと述べており、納付についての記憶は鮮明である。

また、D市役所で保管する国民年金被保険者名簿の記録によれば、申立期間②について、申立人の納付記録はその夫と同じ日付で納付日が記録されており、納付が確認できることから社会保険事務所における記録管理に不手際が認められる。

さらに、申立人は、申立期間①及び②を除き、申立期間以後において60歳の前月まで未納期間は無いことから、国民年金の保険料納付意識は高かったと思われる。

しかし、申立期間①についてB町役場では、i)住所記録は保存期間を経過しており不明、ii)国民年金の被保険者名簿に記録は確認できない、

iii) 国民健康保険の被保険者の加入記録についても保存期間を経過して資料が無いことから不明と回答しており、同町での国民年金の被保険者資格の取得について記録の確認ができなかった。

また、申立人は、B町役場がE駅の北側にあり、長男を出産したF院がG署のそばにあったことや住居が駅の南側にあったことなどを記憶しているものの、家計簿、確定申告書等申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付場所のほかには納付金額等を記憶していない。

さらに、社会保険庁の保管する記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間①後の昭和41年7月30日にその夫と連番でH市(41年からH市に居住)において払い出されており、申立人は夫婦の国民年金の被保険者の資格取得届を同年7月30日以後にH市で手続したことが推認されることから、申立人の納付記録も申立人の夫と同様41年4月からとなっている。

加えて、氏名検索結果でもほかに国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無い。

このほか、申立期間①において国民年金保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から42年3月まで

申立期間のうち、昭和36年及び37年ころの国民年金保険料は当時勤めていた会社の社長が同僚とともに給与から天引きして納付し、38年から42年ころまでの保険料は、当時勤めていた店のマネージャーが私と同僚二人分の保険料を集金してまとめて納付したはずであり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち、昭和36年及び37年ころの国民年金保険料については勤務していたA区B地の会社社長が、38年ころから42年3月までの保険料については勤務していた同区C地の飲食店のマネージャーが、いずれも会社の同僚とともに保険料を集金して納付してくれたはずであると主張しているところ、申立期間のうち、39年4月から42年3月までは、勤務していた飲食店で申立人と同様の立場にあった同僚の保険料が納付済みであることから、申立人の当該期間の保険料が未納となっているのは不自然である。

一方、申立期間のうち、昭和36年4月から39年3月までの期間については、申立人の国民年金保険料を給与から控除して納付したとするA区B地の会社の社長は既に他界しており、国民年金の加入及び保険料の納付状況が不明である上、当時、申立人と同様の立場にあった同僚は当該期間の保険料が未納となっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から42年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 48 年 6 月までの期間、49 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 49 年 7 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 4 月から 48 年 6 月まで
② 昭和 49 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 49 年 7 月から同年 12 月まで

昭和 45 年 9 月の結婚を機に、国民年金の支払等を妻に一任し、その後、申立期間を含め国民年金保険料は妻が納付した。また、妻は 48 年 4 月に国民年金に加入し、以後、私と妻の分を納付したはずである。私の分のみ未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が申立期間①から③までの国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は昭和 48 年 5 月に A 市から連番で払い出されており、妻は申立期間①のうちの 48 年 4 月から同年 6 月までの期間、申立期間②及び③の保険料をすべて納付していることから、当該期間の申立人の保険料が未納となっているのは不自然である。

また、申立期間①のうち、B 区在住時の昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月までの保険料については、同じく B 区在住時でその直前の 43 年 2 月から 47 年 3 月までの保険料が納付済みとなっており、当該期間は国民年金手帳記号番号が払い出された 48 年 5 月の時点では、特例納付及び過年度納付によりさかのぼって納付する必要があるが、特例納付及び過年度納付を行った形跡はみられないことから、B 区在住時に別の国民年金手帳記号番号が払い出され、その番号により当該期間の保険料が納付されたも

のと考えられ、その直後の 47 年 4 月から 48 年 3 月までについても同番号により納付できたはずであり、同期間が未納となっているのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間①直後の昭和 48 年 7 月に C として独立開業し、53 年には住宅を購入するなど、当時、経済的には順調であったと考えられ、申立期間①から③までの保険料を未納とする事情は見当たらない。

加えて、申立人は申立期間①から③までを除き、保険料をすべて納付しており、申立人の妻も国民年金手帳記号番号が払い出された 48 年 5 月の前月である同年 4 月以降、申立期間を含め保険料をすべて納付していることから、申立人及びその妻の保険料の納付意欲は高かったとも認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年10月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年5月まで
② 昭和41年4月から44年3月まで

私は、安定した仕事が無かったので年をとったら困ると思い、新聞や市報で今ならさかのぼって国民年金の加入ができると聞き加入した。1万円を超える保険料を納付した記憶がある。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市役所で国民年金の加入手続をした際にさかのぼって1万円を超える国民年金保険料を納付したと主張しているところ、A市では、過年度納付書を発行し、保険料も国民年金の担当の窓口で収納していたとしている。

また、申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和44年11月28日に加入手続を行ったと推認でき、同月10日に納付した同年4月から同年10月までの現年度の国民年金保険料と国民年金の加入時点で納付可能な42年10月から44年3月までの過年度納付保険料を合計すると、一人5,250円で、夫婦二人の保険料は合わせて1万500円となり、申立人が主張する保険料におおむね一致することから、申立人がまとめて納付したと主張する保険料は、現年度納付保険料及び過年度納付保険料を合わせて納付したものと推認される。

しかし、申立人の申立期間のうち、昭和36年4月から40年5月までの期間及び41年4月から42年9月までの期間の国民年金保険料については、国民年金手帳記号番号が払い出された44年11月28日時点では時効によ

り納付できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年 10 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年10月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から44年3月まで

私は、夫が工事現場で働いており、将来のことを考えると困ると思い、年金のことが新聞や市報などで、今ならさかのぼって国民年金に加入できることを聞き加入した。1万円を超える国民年金保険料を納付した記憶がある。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市役所で国民年金の加入手続をした際にさかのぼって1万円を超える国民年金保険料を納付したと主張しているところA市では、過年度納付書を発行しており、保険料も国民年金の窓口で収納していたとしている。

また、申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和44年11月28日に加入手続を行ったと推認でき、同月10日に納付した同年4月から同年10月までの現年度の国民年金保険料と国民年金の加入時点で納付可能な42年10月から44年3月までの過年度納付保険料を合計すると、一人5,250円で、夫婦二人の保険料は合わせて1万500円となり、申立人が主張する保険料におおむね一致することから、申立人がまとめて納付したと主張する保険料は、現年度納付保険料及び過年度納付保険料を合わせて納付したものと推認される。

しかし、申立期間のうち、昭和36年4月から42年9月までの国民年金保険料については、国民年金手帳記号番号が払い出された44年11月28日時点では時効により納付できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年10月から44年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 8 月から 44 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月から 44 年 11 月まで

昭和 44 年 2 月に就職後、国民年金の未納分を納付しないと年金受給権を失うとの督促を受けたので、49 年 4 月に A 市に引っ越した後の 2 か月後くらいに、私が B 区役所に行き、その数日後に C 社会保険事務所で未納分 5 万円から 6 万円くらいを一括納付した記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 49 年 6 月ころに申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したとしているところ、申立人が国民年金保険料を納付したとする 49 年 6 月ころは第 2 回の特例納付が実施されている時期に当たり、かつ、申立人は 35 年 10 月 1 日に強制被保険者資格を取得し、申立期間は国民年金の強制加入期間であることから、申立人が申立期間の保険料を特例納付することは可能であった。

また、申立人がまとめて納付したとする国民年金保険料額は、特例納付に必要な保険料額におおむね一致している上、申立人は、保険料納付について、B 区役所に行き、その数日後に C 社会保険事務所で保険料を納付したと具体的に申述している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 3 月

昭和 50 年 2 月に、私が、勤めていた会社を退職した際、当時民生委員だった父が、私の厚生年金保険から国民年金への切替手続と、同年 3 月からの国民年金保険料の納付をしてくれていた。保険料の納付については、毎月自宅まで集金に来ていた A 市の職員に対し、同居していた両親の保険料と一緒に、父が私の保険料も納付してくれていた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人を含む同居の家族の国民年金保険料について、すべて申立人の父が納付してくれていたと主張しているところ、申立期間について、申立人が同居していたその父及び母の保険料は納付済みであり、申立人の保険料だけが未納となっているのは不自然である。

また、申立人は幾度となく国民年金被保険者資格の種別変更を行っているが、当該手続を適切に行っている上、申立期間以外に未納は無いことから、納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人が 1 か月間と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかったとする特段の事情は見当たらない。

その他の周辺事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金 事案 2460

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 11 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 11 月

私が 20 歳になったころ、家族はA市に住んでいたが、両親が国民年金に加入の手続きをしてくれ、保険料も納付してくれていたと記憶しており、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 52 年 12 月に払い出されていることから、申立期間は納付可能な期間である。

また、申立期間は1か月と短期間であり、申立人に申立期間の国民年金保険料を納付できないような特別の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 8 月から 48 年 3 月まで
② 昭和 52 年 1 月から同年 3 月まで

私が会社を退職して、Aの卸業を始めた昭和 45 年 8 月ごろ、私が B 町役場（現在は、C 市役所）で夫婦二人分の国民年金の加入手続をし、すぐに妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付し始めた。申立期間①の保険料は、B 町及びその後に転居した D 市で、申立期間②の保険料は、再転入した C 市で納付しているので、未納のはずがない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、同期間以降、国民年金から厚生年金保険へ切り替える平成 11 年 3 月までの期間の国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の妻が、3 か月と短期間である申立期間②の国民年金保険料を納付できなかったとする特別な事情は見当たらない。

2 申立期間①について、申立人は、申立人自身が B 町役場で国民年金の加入手続をし、すぐにその妻が国民年金保険料を納付し始めたと主張しているが、申立人の妻は、保険料の納付方法等についての記憶が曖昧であり、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、D 市から C 市に再転入した後の昭和 49 年 4 月 2 日に払い出されており、その時点では、申立期間①の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当た

らない。

さらに、申立人の妻が申立期間①について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 8 月から 48 年 3 月まで
② 昭和 52 年 1 月から同年 3 月まで

夫が会社を退職して、Aの卸業を始めた昭和 45 年 8 月ころ、夫が B 町役場（現在は、C 市役所）で夫婦二人分の国民年金の加入手続をし、すぐに私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付し始めた。申立期間①の保険料は、B 町及びその後に転居した D 市で、申立期間②の保険料は、再転入した C 市で納付しているので、未納のはずがない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、同期間以降、第 1 号被保険者から第 3 号被保険者へ種別変更する平成 11 年 3 月までの期間の国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人が、3 か月と短期間である申立期間②の国民年金保険料を納付できなかったとする特別な事情は見当たらない。

2 申立期間①について、申立人は、その夫が B 町役場で国民年金の加入手続をし、すぐに申立人自身が国民年金保険料を納付し始めたと主張しているが、保険料の納付方法等についての記憶が曖昧であり、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、D 市から C 市に再転入した後の昭和 49 年 4 月 2 日に払い出されており、その時点では、申立期間①の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当た

らない。

さらに、申立人が申立期間①について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 2 月から同年 3 月までの期間、48 年 4 月から同年 12 月までの期間及び 49 年 10 月から 50 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 5 月から同年 9 月まで
② 昭和 45 年 11 月から 46 年 3 月まで
③ 昭和 47 年 2 月から 50 年 9 月まで
④ 平成 6 年 8 月から 10 年 3 月まで

私は何回か職に就いたが、入社した会社はどの会社も短期間で倒産し、私と妻はパートをしながら働き必死に生計を立ててきた。無職の辛さが身に染みていたので、将来は無職になっても年金だけはもらって生きていけるようにと、妻が二人分の国民年金保険料を必死に納めてきたので未納期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立人の妻が、夫婦で国民年金に加入し、夫婦一緒に国民年金保険料を納付したとするところ、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で昭和 48 年 4 月 21 日に払い出されており、申立期間③のうち 47 年 2 月から同年 3 月までの期間、48 年 4 月から同年 12 月までの期間及び 49 年 10 月から 50 年 9 月までの期間は、社会保険庁の記録では、申立人の妻は納付していることが確認できることから、申立人の納付状況もその妻と同様であったと考えられ、申立人のみが未納となっているのは不自然である。

2 一方、申立期間①、申立期間②、申立期間③のうち、昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月までの期間及び 49 年 1 月から同年 9 月までの期間並びに

申立期間④については、それぞれ申立人の妻も社会保険庁の記録では未加入又は未納となっている上、国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 2 月から同年 3 月までの期間、48 年 4 月から同年 12 月までの期間及び 49 年 10 月から 50 年 9 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を、昭和64年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年12月31日から64年1月1日まで

昭和63年12月末日に株式会社Aを退職したが、同月は厚生年金保険に加入していない扱いとなっている。資格喪失日は、64年1月1日のはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aに保存されていた申立人の退職願には、昭和63年12月末日をもって退職したい旨記述されており、また、同社は厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったと思われるが、通常末日退職の場合は必ず退職月分の厚生年金保険料は控除していると供述していることから判断すると、申立人は63年12月31日まで同社に在籍していたことが認められ、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける昭和63年11月の社会保険庁の記録から20万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあり納付していないことを認めていること、B年金基

金及び社会保険事務所の厚生年金保険の記録における資格喪失日が雇用保険被保険者記録における離職日の翌日となっており、公共職業安定所、厚生年金基金及び社会保険事務所の三者が誤って同じ資格喪失日を記録したとは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 63 年 12 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

埼玉厚生年金 事案 1910

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における資格取得日は、昭和48年2月1日、資格喪失日は49年2月21日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年2月から同年7月までは4万5,000円、同年8月から49年1月までは5万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年2月1日から49年2月21日まで
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、Bに勤務していたのに加入記録が無いとの回答であったが、正社員であったのは間違いがないので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、Bに昭和48年2月から49年2月まで勤務して厚生年金保険に加入していたと申し立てているところ、社会保険事務所が管理するA株式会社の被保険者名簿には、申立人と同一姓名で漢字表記も同一であるが誕生年が同じで誕生日が異なる、基礎年金番号に未統合の被保険者記録（「C」昭和26年*月*日生、加入期間：48年2月1日から49年2月21日まで）が確認できる。

このA株式会社は、申立当時のD会員名簿及び同社代表取締役の供述から申立人が記憶しているBと同一事業所であることが確認できる。

また、同被保険者名簿に記載があり連絡のとれる被保険者4人に同僚照会したところ、3人から申立人に記憶があり、同姓同名の者はいなかったと供述している。

これらを総合的に判断すると、A株式会社の被保険者名簿の申立人と同一姓名の被保険者記録は、申立人の記録であると認められる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額は、同名義の被保険者名簿から、昭和 48 年 2 月から同年 7 月までは 4 万 5,000 円、同年 8 月から 49 年 1 月までは 5 万 6,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A株式会社B所の資格喪失日及び同社C所の資格取得日を昭和39年8月10日に訂正し、同年7月の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月15日から同年8月15日まで

昭和27年9月にAに入社し、平成6年12月に退職するまで、転勤はあったが途中退職した覚えはない。給料から社会保険料を天引きされていた記憶もあるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した退職証明書、A株式会社から提供のあった申立人の従業員台帳から判断すると、昭和39年8月10日に同社のB所からC所に転勤していることが確認でき、同社も27年9月11日から平成6年12月までの在籍を認めている。

また、A株式会社は、申立人の転勤時に厚生年金保険の被保険者資格の取得喪失の届出に関して事務処理を誤ったこと、及び申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除したことを認めていることから判断すると、申立人は申立期間に厚生年金保険被保険者として事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

また、従業員台帳の記録から、A株式会社B所の昭和39年7月15日付け資格喪失日と、C所の同年8月15日付け資格取得日を、異動日である同年8月10日に訂正することが妥当である。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B所の昭和39年6月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とするこ

とが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は転勤時に得喪手続に誤りがあり、納付していないことを認めていることから、事業主がA株式会社のB所の資格喪失日を昭和39年7月15日、同社C所の資格取得日を同年8月15日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年7月の厚生年金保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料納付義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年3月24日は33万円に、17年3月29日の記録は43万5,000円に、18年3月30日の記録は39万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 3 月 24 日
② 平成 17 年 3 月 29 日
③ 平成 18 年 3 月 30 日

株式会社Aから支給された賞与に関する記録（①平成16年3月24日、②17年3月29日及び③18年3月30日にそれぞれ支給）が抜けている。賞与一覧表を添付するので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、平成16年3月24日、17年3月29日及び18年3月30日に支給された賞与に係る賞与一覧表から、申立人は、33万円、43万5,000円及び39万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年3月24日は28万円に、17年3月29日の記録は27万円に、18年3月30日の記録は22万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 3 月 24 日
② 平成 17 年 3 月 29 日
③ 平成 18 年 3 月 30 日

株式会社Aから支給された賞与に関する記録（①平成16年3月24日、②17年3月29日及び③18年3月30日にそれぞれ支給）が抜けている。
賞与一覧表を添付するので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、平成16年3月24日、17年3月29日及び18年3月30日に支給された賞与に係る賞与一覧表から、申立人は、28万円、27万円及び22万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年3月24日は23万円に、17年3月29日の記録は30万5,000円に、18年3月30日の記録は30万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 3 月 24 日
② 平成 17 年 3 月 29 日
③ 平成 18 年 3 月 30 日

株式会社Aから支給された賞与に関する記録（①平成16年3月24日、②17年3月29日及び③18年3月30日にそれぞれ支給）が抜けている。賞与一覧表を添付するので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、平成16年3月24日、17年3月29日及び18年3月30日に支給された賞与に係る賞与一覧表から、申立人は、23万円、30万5,000円及び30万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年3月24日は24万円に、17年3月29日の記録は28万5,000円に、18年3月30日の記録は21万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 3 月 24 日
② 平成 17 年 3 月 29 日
③ 平成 18 年 3 月 30 日

株式会社Aから支給された賞与に関する記録（①平成16年3月24日、②17年3月29日及び③18年3月30日にそれぞれ支給）が抜けている。賞与一覧表を添付するので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、平成16年3月24日、17年3月29日及び18年3月30日に支給された賞与に係る賞与一覧表から、申立人は、24万円、28万5,000円及び21万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年3月24日は25万円に、17年3月29日の記録は26万5,000円に、18年3月30日の記録は25万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 3 月 24 日
② 平成 17 年 3 月 29 日
③ 平成 18 年 3 月 30 日

株式会社Aから支給された賞与に関する記録（①平成16年3月24日、②17年3月29日及び③18年3月30日にそれぞれ支給）が抜けている。
賞与一覧表を添付するので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、平成16年3月24日、17年3月29日及び18年3月30日に支給された賞与に係る賞与一覧表から、申立人は、25万円、26万5,000円及び25万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年3月24日は16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 3 月 24 日
株式会社Aから支給された賞与に関する記録（平成 16 年 3 月 24 日に支給）が抜けている。
賞与一覧表を添付するので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、平成 16 年 3 月 24 日に支給された賞与に係る賞与一覧表から、申立人は、16 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年3月24日は17万円に、17年3月29日の記録は21万円に、18年3月30日の記録は20万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 3 月 24 日
② 平成 17 年 3 月 29 日
③ 平成 18 年 3 月 30 日

株式会社Aから支給された賞与に関する記録（①平成16年3月24日、②17年3月29日及び③18年3月30日にそれぞれ支給）が抜けている。賞与一覧表を添付するので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、平成16年3月24日、17年3月29日及び18年3月30日に支給された賞与に係る賞与一覧表から、申立人は、17万円、21万円及び20万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年3月24日は13万5,000円に、17年3月29日の記録は18万5,000円に、18年3月30日の記録は18万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 3 月 24 日
② 平成 17 年 3 月 29 日
③ 平成 18 年 3 月 30 日

株式会社Aから支給された賞与に関する記録（①平成16年3月24日、②17年3月29日及び③18年3月30日にそれぞれ支給）が抜けている。賞与一覧表を添付するので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、平成16年3月24日、17年3月29日及び18年3月30日に支給された賞与に係る賞与一覧表から、申立人は、13万5,000円、18万5,000円及び18万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年3月29日は17万円に、18年3月30日の記録は21万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 3 月 29 日
② 平成 18 年 3 月 30 日

株式会社Aから支給された賞与に関する記録（①平成17年3月29日、②18年3月30日にそれぞれ支給）が抜けている。

賞与一覧表を添付するので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、平成17年3月29日及び18年3月30日に支給された賞与に係る賞与一覧表から、申立人は、17万円及び21万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、事業

主は履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年7月1日から同年9月12日まで

社会保険事務所の厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A株式会社に勤務していた平成6年7月及び同年8月に係る標準報酬月額が、実際の給料より低い報酬額に訂正されているので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間については、給与明細書から53万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録において、当初、申立人が主張する53万円と記録されていたが、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成7年3月31日）の後の7年4月6日付けで、6年7月1日にさかのぼって8万円に訂正処理されていることが確認できる。

一方、申立人は、当該事業所の閉鎖登記簿謄本により、申立期間当時、取締役であったことが確認できるが、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成7年3月31日より約半年前の6年9月12日に被保険者資格を喪失し、翌月には他の事業所の被保険者資格を取得していた上、別の取締役は「申立人は、申立期間当時、取締役であったが、厚生年金保険関係の事務への関与はなかった。」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を

行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成6年7月及び同年8月は53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B所における資格喪失日に係る記録を昭和38年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年3月30日から同年4月1日まで

A株式会社に継続して勤務していたが、同社B所から同社C支店に転勤した際の1か月の厚生年金保険被保険者記録が欠落しているため、当該記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社が保管する従業員名簿及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(昭和38年4月1日にA株式会社B所から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、異動日については、A株式会社の従業員名簿によると昭和38年4月1日発令とある上、同社の4月度従業員在籍者集計表には、DからEへ転入した旨の記載があることから同年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B所における昭和38年2月の社会保険事務所の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否か

については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 11 月 1 日から 15 年 9 月 1 日まで
社会保険庁の記録では、有限会社Aに勤務していた期間のうち、平成 11 年 11 月から 15 年 8 月までの期間に係る標準報酬月額は、実際に受け取っていた給与額及び控除されていた厚生年金保険料額から比較すると、著しく低い金額になっていることから、提出した給与明細書に記載されている保険料に基づいた標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の提出した給与明細書及び事業主の供述から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。したがって申立期間の標準報酬月額を50万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、36万円の標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を行ったことを認めていることから、事業主が36万円を報酬月額として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 50 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 11 月 1 日から 15 年 9 月 1 日まで
社会保険庁の記録では、有限会社Aに勤務していた期間のうち、平成 11 年 11 月から 15 年 8 月までの期間に係る標準報酬月額は、実際に受け取っていた給与額及び控除されていた厚生年金保険料額から比較すると、著しく低い金額になっていることから、提出した源泉徴収簿に記載されている保険料に基づいた標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の提出した平成 15 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿等の資料、同僚の給与明細書及び事業主の供述から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。したがって申立期間の標準報酬月額を 50 万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、36 万円の標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を行ったことを認めていることから、事業主が 36 万円を報酬月額として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場

合又は保険料を還付した場合を含む。) 、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月1日から6年2月28日まで

社会保険庁からの連絡により、A株式会社における平成5年7月1日から6年2月28日までの期間に係る標準報酬月額が、同年3月14日に実際の給料より低い額に訂正されていることが分かったので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人の申立期間に係るA株式会社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初41万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成6年2月28日より後の同年3月14日付けで、申立人、代表取締役社長及び専務取締役の3人の標準報酬月額が^{そきゅう}遡及して減額訂正されていることが確認でき、申立人の場合、5年7月から6年1月までの標準報酬月額は41万円から16万円に^{そきゅう}遡及して減額訂正されていることが確認できる。

また、閉鎖登記簿謄本によると、申立人は事業所の役員であったことが確認できるが、^{そきゅう}遡及訂正処理が行われた平成6年3月14日より以前の同年2月25日に役員の職を辞していること及び職務経歴書により同年2月25日に当該事業所を退職していることが確認できる。

さらに、複数の同僚が「社長は入院していたが、業務上の指示を出すことは可能であり、経理に精通していた社長が腹心の部下である申立人に減

額訂正処理を指示したことはあり得る」と供述しており、申立人は、社会保険事務について権限を有していなかったと考えられる。

なお、代表取締役社長及び専務取締役に照会したが、二人からは回答を得ることはできなかった。

これらを総合的に判断すると、当該処理を^{そきゆう}遡及して行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 41 万円にすることが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aにおける申立期間①及び②に係る厚生年金保険の標準報酬月額記録については、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間①のうち、平成5年7月から6年10月までの標準報酬月額を53万円に、同年11月から7年3月までの期間及び申立期間②の同年11月から8年9月までの標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年7月1日から7年4月24日まで
② 平成7年11月1日から8年10月1日まで

社会保険庁からの連絡により、株式会社Aにおける平成5年7月1日から7年4月24日までの期間に係る標準報酬月額が同日に、また、7年11月1日から8年10月1日までの期間に係る標準報酬月額が9年6月2日に、それぞれ実際の給料より低い額に訂正されていることが分かったので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人の株式会社Aにおける標準報酬月額は、当初、当時の最高等級に相当する53万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成7年4月24日付けで、同社の業務に従事していた者8人のうち申立人一人の標準報酬月額が9万8,000円に遡^{そきゅう}及して減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人から提出された給与明細書（平成5年7月から同年10月まで、6年4月から同年5月まで、同年8月及び7年1月から同年2月まで）により、申立人が当時の標準報酬月額の最高等級に相当する厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる。

さらに、同社の商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間①当時、同社の代表取締役二人のうち一人であったことが確認できるが、事業主照会に回答のあった同社のもう一人の代表取締役（以下「事業主」という。）は、「自分が経営する株式会社Aが申立人の経営していた会社を吸収合併し、申立人を副社長待遇で迎えたが、営業上の配慮から、申立人を二人目の代表取締役として登記した。申立期間①当時には、資金繰りも苦しく保険料の滞納もあったので、申立人と相談して申立人のみ標準報酬月額を遡^{そきゅう}及して減額訂正した」と供述しており、申立人に実質的な代表取締役としての権限があったとは認められない。

加えて、同僚照会に回答のあった複数の元従業員は、i) 同社の資金繰りが苦しく社会保険料の滞納があったこと、ii) 同社の実権は事業主にあったことを供述している。

- 2 申立期間②について、商業登記簿謄本及び被保険者記録照会回答票（資格画面）により、申立人は、平成7年5月1日付けで再度厚生年金保険の適用事業所となった株式会社Aにおいて、8年9月5日に代表取締役の職を解かれ、同年10月1日付けで被保険者の資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人の標準報酬月額は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成9年3月31日以降の同年6月2日付けで、59万円から9万8,000円に遡^{そきゅう}及して減額訂正されていることが確認できる。

さらに、申立期間②に関して標準報酬月額が遡^{そきゅう}及して減額訂正されている者は申立人及び事業主の二人であるが、事業主は、当該減額訂正について申立人に伝えたかは「覚えていない」と供述している。

- 3 これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を遡^{そきゅう}及して行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①及び②に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、申立期間①のうち、平成5年7月から6年10月までは53万円、同年11月から7年3月までの期間及び申立期間②の同年11月から8年9月までは59万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月19日から同年4月1日まで
被保険者記録回答票によれば、A株式会社に勤務していた期間において、厚生年金保険の加入期間に空白があるが、人事異動による転勤をしただけであることから、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の回答、事業主から提出のあった人事通達及び雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間において、A株式会社に継続して勤務していたことが確認できる。

そして、事業主からは、申立期間は、異動によって生じた空白期間であり、厚生年金保険料も控除していたと思われるとの回答があったことから判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年2月の社会保険事務所の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立人の異動に際し、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日と取得日の手続に誤りがあったと供述している上、事業主から提出された人事通達には、申立人の異動日が昭和44年3月19日となって

いることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間のうち平成7年9月から8年3月までの標準報酬月額を50万円に、同年4月及び同年5月の標準報酬月額を44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月1日から8年6月30日まで

A株式会社における申立期間の標準報酬月額について、平成7年9月から8年3月までの標準報酬月額が50万円から15万円に、同年4月及び同年5月の標準報酬月額が44万円から15万円に減額されているので、元の額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成8年6月30日に申立人も被保険者資格を喪失しているが、当該資格喪失処理を行った同年8月7日に、7年10月1日付けの標準報酬月額50万円の定時決定及び8年4月1日付けの標準報酬月額44万円の随時改定が取り消された上で、7年9月1日まで遡^{そきゅう}及して、標準報酬月額が15万円に訂正されていることが確認できる。

また、B健康保険組合（現在は、C健康保険組合）から提出された申立人に係る健康保険の被保険者記録によると、平成7年10月1日付けの標準報酬月額50万円の定時決定及び8年4月1日付けの標準報酬月額44万円の随時改定は取り消されておらず、訂正前の社会保険庁の厚生年金保険の標準報酬月額の記録と同額であることが確認できる。

さらに、申立人は、当該訂正処理について関与しておらず、事業主から説明を受けたことや同意を求められたことも無いとしており、同僚二人も、申立人はD部長として業務を行っていたが、当該訂正処理には関与してい

ないと思うと供述している。

これらを総合的に判断すると、当該訂正処理を^{そきゅう}遡及して行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成7年9月から8年3月までを50万円、同年4月及び同年5月を44万円と訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間②の標準報酬月額を20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年1月31日から同年6月1日まで
② 平成5年6月1日から6年1月31日まで

申立期間①については、株式会社A及びB株式会社に継続勤務していたが厚生年金保険の加入記録が無いので、被保険者であったと認めてほしい。また、申立期間②については、B株式会社における標準報酬月額が8万円に減額されているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人が、申立期間②当時勤めていたB株式会社は、平成6年1月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人も同日に被保険者資格を喪失しているが、申立人の標準報酬月額は同日以降の同年4月5日に、5年10月1日の定時決定を取り消した上で、同年6月から同年12月までが20万円から8万円に遡及して訂正されていることが社会保険庁の記録により確認できる。

また、申立人は、営業社員のサポート業務に従事し、社会保険関係業務は行っていないと主張しているところ、商業登記簿では申立人は役員ではなく、同僚も、申立人は社会保険関係業務に関わっていないと供述している。

これらを総合的に判断すると、当該訂正処理を遡及して行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額

の記録から 20 万円とすることが必要である。

- 2 申立期間①について、申立人は、株式会社A及びB株式会社に継続して勤務していたと主張するところ、株式会社Aは既に解散し、B株式会社からは照会に対する回答が得られず（社会保険庁のオンライン記録では休業となっている）、両社の当時の事業主からも申立内容について確認できない上、同僚からも申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の控除について、具体的な供述を得ることができなかった。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日は平成5年2月28日、B株式会社が適用事業所となったのは同年4月1日となっており、両社の厚生年金保険の適用時期に1か月強の空白期間がある。

なお、雇用保険の被保険者記録によると、申立人の株式会社Aにおける被保険者資格喪失日は平成5年1月31日で、B株式会社における被保険者資格取得日は同年6月1日となっており、申立人の両社における継続勤務は確認できない。

さらに、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を両社のうちどちらかの事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を両社のうちどちらかの事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間①に係る標準報酬月額を41万円に、申立期間②に係る標準報酬月額を38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年8月1日から9年1月31日まで
② 平成10年1月1日から同年4月21日まで

A株式会社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が24万円に減額され、B株式会社に勤務していた申立期間②の標準報酬月額が9万2,000円に減額されているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が、申立期間①当時に勤めていたA株式会社は、平成9年1月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人も同時に資格喪失しているが、申立人の標準報酬月額は適用事業所ではなくなった日かつ資格喪失日後である同年3月3日に、申立人に係る7年8月1日の資格取得時決定及び8年10月1日の定時決定を取り消した上で、7年8月から8年12月までの標準報酬月額(41万円と当初記録されていたもの)が24万円に遡及^{そきゅう}して訂正されていることが社会保険庁の記録により確認できる。

また、商業登記簿によると申立人はA株式会社で取締役^{とくさつやく}に就いているところ、申立人は同社ではC業務を行っており、社会保険事務には関与していないと主張しており、同僚も同様の供述をしている。

2 申立期間②について、申立人は、申立期間②に勤めていたB株式会社で平成10年4月21日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しており、同日以降の12年7月12日に、申立人に係る10年1月1日の資格取得時

決定を取り消した上で、同年1月から同年3月までの標準報酬月額（当初38万円と記録されていたもの）が9万2,000円に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが社会保険庁の記録により確認できる。

また、申立人に係る雇用保険被保険者記録によると、申立人は、平成10年4月20日にB株式会社を離職しており、遡^{そきゅう}及訂正処理日（12年7月12日）に他事業所における厚生年金保険被保険者記録があることが確認できる。

さらに、申立人はB株式会社ではC業の仕事をしており、社会保険事務に關与していないと主張している上、事業主も申立人と同様の供述をしている。

- 3 これらを総合的に判断すると、当該訂正処理を遡^{そきゅう}及して行う合理的な理由は無く、申立人の両申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の両申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から平成7年8月から8年12月までは41万円、10年1月から同年3月までは38万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成5年3月から8年9月までは26万円、同年10月から9年7月までは30万円、同年8月から10年5月までは41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月3日から10年6月30日まで
有限会社Aに勤務していた申立期間の標準報酬月額が減額されているので、訂正前の記録に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時勤めていた有限会社Aは、平成10年6月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人も同日に被保険者資格を喪失しているが、申立人の標準報酬月額は適用事業所ではなくなった日かつ資格喪失日後である同年11月2日に、申立人に係る5年3月3日の資格取得時決定及び4回の定時決定（5年10月から8年10月まで）を取り消した上で、5年3月から6年10月までの期間が26万円から8万円に、同年11月から8年9月までの期間が26万円から9万2,000円に、同年10月から9年7月までの期間が30万円から9万2,000円に、同年8月から10年5月までの期間が41万円から9万2,000円に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが社会保険庁の記録により確認できる。

また、申立人は、有限会社Aでは監査役という立場であるが、社会保険事務についての権限は無く、標準報酬月額の訂正についても事業主から聞いていないと主張しており、複数の同僚も申立人は社会保険事務についての権限は無かったと供述している。

これらを総合的に判断すると、当該訂正処理を遡^{そきゅう}及して行う合理的な理

由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から平成5年3月から8年9月までは26万円、同年10月から9年7月までは30万円、同年8月から10年5月までは41万円に訂正することが必要である。

埼玉厚生年金 事案 1945

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年5月1日から6年5月31日まで
A株式会社に在籍していた申立期間の標準報酬月額が、平成6年6月15日になって、9万8,000円に引き下げられているのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録により、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成6年5月31日以降の同年6月15日において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が50万円から9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

なお、申立人は、A株式会社の代表取締役の妻であり、同事業所の商業登記簿謄本により、同事業所設立時から平成10年6月までは取締役であったが、代表取締役であった夫の死去に伴い同年7月に代表取締役に就任したことが確認できる。

しかしながら、A株式会社の複数の従業員の供述によると、申立人の常勤的な勤務はみられないこと、及び社会保険関係の手続は事業主が行ったとしていることから、申立人が当該減額訂正に関与していたことはうかがえない。

これらを総合的に判断すると、当該処理を^{そきゅう}遡及して行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、平成5年5月から6年4月までは50万円とすることが必要であると認められる。

埼玉厚生年金 事案 1946 (埼玉厚生年金事案 773 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和25年11月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日を25年12月1日に訂正し、同年11月の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和25年11月30日から26年5月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について欠落していることが判明した。A株式会社には昭和29年10月1日に退職するまで継続勤務していた。前回の申立てでは認められなかったが、途中の欠落に納得できない。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A株式会社は既に適用事業所ではなくなっており、事業主も死亡し申立てを裏付ける同僚等の供述も得られない上、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無いことから、既に当委員会の決定に基づく平成21年3月23日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、社会保険庁保管の厚生年金保険被保険者臺帳の記録により、A株式会社における昭和25年12月1日被保険者資格喪失記録が確認できた上、同僚等から申立期間に勤務していた旨の供述が得られたことから、当該事業所における申立人の資格喪失年月日を25年12月1日とし、同年11月の標準報酬月額を申立人のA株式会社における同年10月の社会保険事務所の記録から5,000円とすることが必要である。

なお、昭和25年12月1日から26年5月1日までの期間については、

委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、この、25年12月1日以降の期間について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 申立内容の要旨等

申立期間 : 昭和39年4月から41年3月まで

昭和39年4月から41年3月までの国民年金保険料納付記録について、A社会保険事務所に照会したところ納付の事実が確認できないとの回答であった。

申立期間の国民年金保険料は、当時住んでいたB町(現在は、C市)で妻が、夫婦二人分の加入手続をして保険料の納付を始めており、未納であるというのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年2月に結婚して、それまで住んでいたD区からB町へ転居して、その妻が同町役場で国民年金の被保険者の加入手続をして、月額100円くらいの保険料の納付を続けてきたことを記憶していると述べており、申立期間以後において60歳の前月まで未納期間は無いことから、国民年金の保険料納付意識は高かったと思われる。

しかし、B町役場ではi)住所記録は保存期間を経過しており不明、ii)国民年金の被保険者名簿に記録は確認できない、iii)国民健康保険の被保険者の加入記録についても保存期間を経過して資料が無いことから不明と回答しており、同町での国民年金の被保険者資格の取得について確認ができなかった。

また、申立人の妻は、B町役場がE駅の北側にあり、長男を出産したF病院がG署のそばにあったことや住居が駅の南側にあったことなどを記憶しているものの、家計簿、確定申告書等申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付場所のほかには納付金額等を記憶していない。

さらに、社会保険庁の保管する記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間後の昭和 41 年 7 月 30 日にその妻と連番でH市(41年からH市に居住)において払い出されており、申立人の妻が夫婦の国民年金の被保険者の資格取得届を同年 7 月 30 日以後にH市で手続したことが推認されるところ、申立人の妻の納付記録も申立人と同様 41 年 4 月からとなっている。

加えて、氏名検索結果でもほかに国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無い。

このほか、申立期間において国民年金保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 57 年 3 月まで
申立期間については、2 度目の会社を退職した時に、知人に勧められて A 市役所で国民年金の加入手続を行い、市役所で保険料を計算してもらい 6 万円から 10 万円の範囲内で翌日納付し、2 度目の会社退職後は未納期間が無いと認識していた。未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、2 度目の会社を退職した後の昭和 54 年 4 月に、知人に勧められて A 市役所で国民年金の加入手続をした際、市役所で申立期間の国民年金保険料を計算してもらい、翌日、6 万円から 10 万円の範囲内で保険料を一括納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は 58 年 2 月から同年 3 月ごろであり、その時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間となる上、申立期間の保険料を納付した場合の保険料額は 13 万 8,840 円となり申立人が納付したとする 6 万円から 10 万円の範囲内と相違している。

また、申立人は、昭和 58 年 10 月に申立期間直後の昭和 57 年度の保険料をさかのぼって一括納付しており、その金額は 6 万 2,640 円となるため、申立人が納付したとする保険料額 6 万円から 10 万円の金額の範囲内となることから、当該納付を申立期間の保険料の納付と混同している可能性がある。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付した事実を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）や周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 58 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から 58 年 6 月まで

大学卒業後の昭和 56 年 4 月ころ、A 区へ転居した際、A 区役所で国民年金への加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。

また、昭和 58 年 4 月に B 市へ転居後も B 市 C 所で同様の手続を行い、保険料を納付していた。申立期間が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学卒業後の昭和 56 年 4 月ころ、A 区役所で国民年金への加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付し、58 年 4 月に B 市へ転居した後も B 市 C 所で住所変更手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したとしているが、A 区役所及び B 市 C 所での国民年金手帳記号番号の払出し及び納付状況が確認できない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は昭和 61 年 8 月ころであり、その時点では、申立期間の保険料は時効により納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もみられない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 10 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 10 月から 41 年 3 月まで
申立期間の国民年金保険料については、母が A 区役所へ行き、私の分の国民年金への加入及び保険料の納付をしているはずなので、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その母が A 区役所で国民年金に加入し、保険料を納付したとしているが、A 区における申立人の加入記録及び納付記録については確認できない上、国民年金への加入及び保険料の納付を行ったとする母は既に他界して証言が得られないことから、国民年金への加入及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は、B 市（現在は、C 市）へ転居した後の昭和 59 年 1 月であり、その時点では、申立期間の保険料は時効により納付できない期間である。

さらに、申立人の申立期間における保険料の納付を裏付ける関連資料（家計簿、確定申告書等）や周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年8月から54年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月から54年6月まで

申立期間の国民年金保険料は、前の会社を退職した後、父親が経営する会社で働いていたが、その会社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、自分で国民年金に加入し保険料を納付してきたはずであり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年8月に会社を退職した後、自分で国民年金の加入手続をして申立期間の国民年金保険料を納付したはずであると主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは申立期間後半の昭和52年5月であり、その時点では、申立期間の大部分は時効により納付できない期間及びさかのぼって納付する期間となるため、申立人の主張と相違しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立人の申立期間に係る国民年金保険料の納付方法、納付時期等についての記憶が曖昧である上、その妻も申立期間のうち、結婚していた昭和45年8月から48年2月までの期間は未納となっている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月までの期間、56 年 10 月から 58 年 3 月までの期間、平成 4 年 8 月から 7 年 1 月までの期間及び 8 年 4 月から 9 年 2 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月まで
② 昭和 56 年 10 月から 58 年 3 月まで
③ 平成 4 年 8 月から 7 年 1 月まで
④ 平成 8 年 4 月から 9 年 2 月まで

申立期間の国民年金保険料は、亡くなった妻が納付してくれたはずであり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から④までの国民年金保険料をその妻が納付したはずであると主張しているが、妻は既に他界していて証言が得られず、保険料納付状況が不明である上、妻は国民年金に加入していない。

また、A市の被保険者名簿によれば、申立期間②に引き続く昭和 58 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を、時効直前の 60 年 5 月 29 日に納付していることが確認できることから、当時、保険料の納付が定期的に行われていなかったものと認められる。

さらに、申立期間③に引き続く平成 7 年 2 月から 8 年 3 月までの期間及び申立期間④に引き続く 9 年 3 月から 12 年 1 月までの期間は、保険料の申請免除期間となっていることから、申立期間③及び④の国民年金保険料を納付することが困難な経済的事情があったものと考えられる。

加えて、申立期間①から④までを通じ、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年6月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年6月から52年12月まで

申立期間の国民年金保険料は、昭和46年3月に結婚するまでは母親が納付し、結婚後は妻が当初は婦人会の集金人に納付し、その後はA町役場（現在は、B市）及び金融機関で納付したはずであり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については、昭和46年3月に結婚するまでの期間は母親が納付し、結婚後はその妻が納付したはずであると主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは55年6月であり、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立人が結婚するまでの期間の国民年金保険料を納付したという母親は既に他界しており、かつ、申立人の妻の保険料納付に関する記憶も曖昧であり、当時の保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年10月から57年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年10月から57年5月まで

申立期間の国民年金保険料については、昭和56年10月にA市に転居した後、しばらくしてA市役所B出張所で再加入の際、担当者に過去の未納分をさかのぼって納付できることを確認し、義母からお金を借り納付したので、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、会社を退職して昭和56年10月にA市に転居した後、しばらくして、A市役所B出張所で国民年金に再加入した際、担当者に過去の未納の国民年金保険料をさかのぼって納付できることを確認し義母から借金して納付したとしているが、申立人の申立期間はその夫が厚生年金保険に加入中であり、任意加入期間となるため、さかのぼって保険料を納付することは制度上できないことから、申立人が申立期間の保険料を納付できたとは考え難い。

また、申立人が保管している申立期間直後の昭和57年6月及び同年7月の保険料領収書によれば、昭和57年度1年分の納付書兼領収書の様式から57年6月及び同年7月以外の各月を消去して作成した形跡が認められ、申立期間のうちの57年4月及び同年5月の保険料を納付したのであれば、当該領収書から57年4月及び同年5月を消去しないはずであり、当該期間の保険料を納付したとするのは不自然である。

さらに、申立人が国民年金保険料を借りたとする義母は既に他界し証言が得られず、申立期間の保険料の納付を裏付ける関連資料(家計簿、確定申告書等)も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から52年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、私が、夫の分と一緒に納付しており、夫は納付となっているのに、私のみ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫とともに、A市役所で夫婦一緒に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、申立人自身が、夫の分とともに納付したとしているが、夫から加入手続に関する申述が得られず、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は、夫が昭和49年5月であるのに対し、申立人は52年10月と時期が乖離^{かいり}しており、52年10月の時点では、申立期間は時効により納付できない期間及びさかのぼって納付する必要がある期間となるが、申立人はさかのぼって納付した記憶は無いとしている上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情も見当たらないことから、申立人の国民年金への加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間直後の昭和52年4月から同年12月までについて、申立人及びその夫が保管していた各々の保険料領収書によれば、保険料を納付した金融機関及び納付日が申立人と夫で相違しており、当時、夫婦一緒に保険料を納付したとは認め難く、申立期間の保険料を夫が納付済みであっても、申立人が納付しているとは推認できない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）や周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から40年9月まで

申立期間のうち、A町に居住していた昭和36年4月から40年3月までの期間は、町内会の組合長が毎月国民年金保険料の集金に来たので、月額150円の保険料を納付した。その後、B町に転居し、40年4月から同年9月までの期間は、同町の集金人が毎月国民年金保険料の集金に来て納付したので、申立期間について、国民年金が未加入及び保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が昭和36年4月にA町役場で国民年金の加入手続きを行い、申立人が申立期間の保険料を毎月集金人に納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号がA町で払い出された形跡が無い上、夫は既に他界していて証言が得られず、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、A町からB町へ転居した後で、申立期間直後の昭和40年10月であり、その時点では、申立期間は任意加入期間であるため、さかのぼって保険料を納付できず、その一部は時効により納付できない期間でもあることから、申立期間の保険料を納付できたとは考え難く、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もみられない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から48年12月までの期間及び平成14年4月の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年10月から48年12月まで
② 平成14年4月

昭和44年8月にA院を辞めたが、翌年の11月ころにB村役場の職員が自宅に来た際、母が国民年金の加入手続をしてくれ、保険料は役場の徴収員に支払っていた。45年10月から付加保険料制度が始まることを知り、徴収員の勧めもあったので納付するようになった。

昭和47年5月に結婚してからC市やD市に移った時も付加保険料を続けて支払っていたが、B村とC市の時の39か月分とD市での1か月分の付加保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、申立の当初は、昭和45年11月ごろにその母が国民年金の加入手続をしたとしているが、その後、会社を辞めた後の44年9月ごろに加入手続をしたとしており、申立人の記憶はあいまいである上、申立人の付加保険料の加入手続や納付を行ったとするその母は既に他界しており、加入手続や納付の状況が不明である。

また、社会保険事務所の特殊台帳から申立人の付加保険料納付の申出が昭和49年1月に行われていることが確認できる上、申立人が所持する年金手帳からも申立期間の付加保険料が納付されたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人の付加保険料納付の申出が平成14年4月に行われていることが確認できるが、申立期間②の国民年金保険料は納期限が過ぎた同年6月に納付されており、この時点では申立期間の付

加保険料は制度上納付することができない。

- 3 申立期間①及び②の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無いほか、保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 5 月から 38 年 4 月までの期間及び 45 年 4 月から 54 年 8 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 5 月から 38 年 4 月まで
② 昭和 45 年 4 月から 54 年 8 月まで

国民年金制度発足時の昭和 35 年 10 月ころ、父が私の将来を心配して A 村役場で加入手続をしてくれ村の徴収員に保険料を納付していた。その証拠に年金手帳の印紙検認台紙には割り印が押され、印紙欄は切り取られている。

結婚後の昭和 38 年 5 月からは自分で支払ったが、加入当初の 2 年間と会社勤めを辞めた後の 10 年間で未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、その父が国民年金制度発足時に加入手続をして保険料を A 村役場（現在は、B 市役所）で納付したと主張しているが、特殊台帳及び申立人が所持する国民年金手帳により昭和 36 年 5 月 1 日に被保険者資格を喪失していることが確認できることから、申立期間は未加入期間となり国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人は、申立人が所持する年金手帳の印紙検認台紙に割り印が押されていることをもって国民年金保険料が納付された証明になると主張しているが、当該割り印は、保険料の納付の有無にかかわらず印紙検認台紙を手帳から切り離す際に押されるものである。

2 申立期間②について、申立人は、国民年金保険料を C 市役所へ納付したと申述しているが、特殊台帳及び申立人が所持する国民年金手帳によ

り昭和 44 年 3 月 23 日に被保険者資格を喪失していることが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、保険料は納付できない期間である。

また、申立人が所持する年金手帳の昭和 44 年 1 月から同年 3 月までの検認印欄には検認印が無い上、申立人が所持する C 市発行の国民年金保険料預かり証書により同年 5 月 6 日に同年 1 月及び同年 2 月の保険料が過年度納付されたことが確認できることから、このころに市の窓口で資格喪失手続きが行われたと推認される。

さらに、申立期間は 113 か月と長期間であり、これだけの期間にわたって行政側の記録管理に不備があったとも考え難い。

- 3 申立人が、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、このほか保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も無い。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 12 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 12 月から 59 年 3 月まで

昭和 58 年 12 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料を納付後に厚生年金保険と重なって納めたことを当時分かったが、将来受け取る年金に加算されるものと思っていた。最近、その分が還付されていることを知ったが還付を受けた覚えがなく納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する領収証書から、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことが確認できるものの、申立期間は厚生年金保険被保険者期間であることから、申立期間の国民年金保険料が還付されることについて不自然さは無い。

また、社会保険事務所の特殊台帳には、還付処理された期間、還付金額及び還付決定年月日が明確に記載されており、この記載内容に不合理な点はなく、このほか、申立人に対する国民年金保険料の還付を疑わせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

夫婦二人で靴店を営んでいて、国民年金制度が始まったので、老後の生活を安定させるために、昭和36年3月ごろに夫婦で加入手続を行った。昭和36年4月から二人分の保険料を集金に来る近所の方に現金で支払っていたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年3月に夫婦で国民年金に加入したと主張しているが、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は39年5月2日に連番で払い出されており、手帳記号番号払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、申立人が所持している国民年金手帳の昭和36年度(申立期間)の印紙検認記録欄に検認印が押されておらず、検認台紙の切り離しに際しての割り印も検認印ではなく契印が押されていることから、同期間は現年度での保険料が納付されていなかったと推認される。

また、申立人は結婚前の昭和35年12月6日にA村において、申立人の両親と連番で手帳記号番号が払い出されているが、申立人はこの手帳記号番号での納付の記憶は無いとしている。

さらに、申立人は近所の集金人に夫婦の国民年金保険料を納付したとしているが、B市では納付組織による納付が始まったのは昭和38年10月からであるとしており、申述とは符合しない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせ

る周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から45年3月までの期間、46年4月から48年7月までの期間及び49年4月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から45年3月まで
② 昭和46年4月から48年7月まで
③ 昭和49年4月から同年8月まで

私は、20歳になった昭和41年4月ごろに国民年金の加入手続を行い、A区役所から毎月送られてきたハガキを郵便局に持って行き現金で保険料を納付してきた。時々は納付しなかった期間があるが、納付済期間が1年間だけというのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は20歳到達時の昭和40年4月ごろ国民年金の加入手続を行い、A区役所から毎月送られてきたハガキを郵便局に持参して保険料を納付していたと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は前後の任意加入被保険者の国民年金手帳記号番号の払出日から44年6月に払い出されていることが確認でき、払出時点からすると申立期間の一部は時効により納付することはできない期間であり、別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

申立期間①、②及び③について、申立人は国民年金保険料を毎月納付したと申し立てているが、申立人が納付したとするA区役所では申立期間当時、保険料を3か月分まとめて収納しており、申立内容とは異なっている上、申立人が納付したとする保険料額は、当時の保険料額とは大きく相違している。

さらに、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうか

がわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年2月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月から42年3月まで

私の夫が、婚姻後に私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれた。今回、私の年金記録に未納期間が見付かったが、私の年金納付記録に未納期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が申立人の国民年金の加入手続をし、保険料を納付してくれていたもので未納期間があるはずはないと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和42年7月に払い出されており、払出時点からすると、申立期間の大部分は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、その夫からも病気のため申述を得ることはできず、保険料の納付状況は不明である上、申立期間について保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年7月から56年1月までの国民年金付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年7月から56年1月まで

申立期間当時は、A店を開業しており休むことができなかったため、夫に有給休暇を使ってもらい、B町役場（現在は、C市役所）で国民年金の加入手続と付加年金の申出をしてもらった。定額保険料以外に付加保険料も納付していたので、申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A店を開業しており休むことができなかったため、その夫に有給休暇を取ってもらい、B町役場で国民年金の加入手続と付加年金の申出をしてもらおうとともに以後、保険料と付加保険料を納付してもらっていたと主張しているが、保険料を納付したとする申立人の夫の付加保険料納付期間に係る記憶は曖昧であり、申立人の夫が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

また、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、納付状況は不明である上、B町の被保険者名簿及び社会保険事務所の特異台帳の付加年金加入日の記録が一致しており、行政側の記録に不自然さは見られない。

さらに、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料は3か月で1万円から1万5,000円であったと供述しているが、当該保険料額は、記録上、申立人が付加保険料の納付を開始した昭和56年ごろの保険料と符合していることから、56年当時の記憶と混同している可能性も否定できない。

加えて、申立人の口頭意見陳述においても、国民年金の加入及び国民

年金保険料の納付状況等について、当初の申立て以上に具体的な申述が得られなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から54年3月までの期間及び平成12年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年7月から54年3月まで
② 平成12年6月

私が20歳になった時、母が国民年金の加入手続をしてくれた。母は、姉と私の保険料を毎月集会所に持参して納付してくれていたが、60歳少し前に亡くなった。それ以後、私が私と姉の二人分の国民年金保険料を集会所に持参し納付した。

昭和55年ごろからはA銀行(現在は、B銀行)に国民年金保険料を振り込んでいたが、しばらくしてC銀行に替えた。このように確実に納付していたのに申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は20歳になった時、その母が国民年金の加入手続をしてくれ、母が申立人の姉と申立人の保険料を毎月集会所に持参して納付してくれており、母が他界した昭和52年5月以後は、申立人が申立人と姉の二人分の国民年金保険料を集会所に持参し納付していたと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、54年8月31日に払い出されており、払出時点からすると、52年4月以前は時効により納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続や保険料納付に関与しておらず、関与したとするその母は、既に他界しており納付状況が不明である。

2 申立期間②について、社会保険庁の記録によると、申立人は、平成

12年6月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年7月1日に国民年金の被保険者資格を取得していることから、申立期間は、国民年金未加入期間となり保険料は納付できない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年4月から53年3月まで
昭和53年ごろ、A市からB市に住民票を移したが、申立期間の国民年金保険料については、A市役所で過去にさかのぼって数回納付した記憶があり、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年4月から53年3月までの国民年金保険料をA市役所で納付したとしているが、A市の国民年金被保険者名簿には、51年7月28日にA市からB市に転出した記録があることから、51年7月以降の保険料はA市役所で納付することはできない。

また、申立人は、A市役所で申立期間の国民年金保険料を過去にさかのぼって数回納付した記憶があるとしているが、A市の国民年金被保険者名簿には、昭和46年から49年までの間に複数回過年度納付している記録があることから、このころの納付の記憶と申立期間の納付とを混同している可能性も否定できない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに納付したことを示す周辺事情も認められない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 1909

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年ごろから30年末まで
② 昭和31年ごろから35年末まで

申立期間①は、A区の先輩の下で修業をしている時にB株式会社がC地でDを建設するため大工を募集していることを知り、応募してC地のE(現在は、C県F市)で働いた。話をまとめたのは、G地のHさんという人であった。

申立期間②は、C地の仕事が終わってI地へ戻りJ区のK店で働いていた。

申立期間①について、給与明細書は残っていないが給与から厚生年金保険料を控除されていたはずであり、申立期間②は、勤めてしばらくして事業主の母が「5人になったので社会保険に加入する。」と言っていたことを記憶しており、いずれも厚生年金保険に加入していたはずであることから、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の申立期間①について、B株式会社はC地のEで昭和27年から28年にD建設工事が1件あったことが確認されたと回答しており、申立期間②の事業主であったL氏は、「弟(M氏)がC地から帰ってきた際にD工事で一緒に働いて友達になったと言って申立人を連れてきた。」と回答していることから、申立人がC地でD建設工事に従事(期間は、不明)していたことがうかがえる。

しかし、B株式会社は、「C地でD建設工事に従事した社員は当時同社のN支店に所属していたが、同社の社員名簿及び厚生年金保険の被保険者名簿に申立人の記録は確認されなかった。」と供述しており、社会

保険事務所で保管するB株式会社N支店のオンライン記録の調査でも申立期間①について記録は確認できなかった。

また、B株式会社は、「C地のD建設工事従事者は、現地採用者や下請会社が多数あり当該事業所の名簿や社員名簿は同社に保存されておらず不明である。しかし、職種が大工補助とのことから、下請会社に雇用されていたと思われる。」と供述している。

さらに、申立人は、Dを建設するため大工の募集の話をまとめていたとするG地のHさんについては名前を覚えていないことから氏名検索ができず、友達であったM氏は故人であり、申立人はほかに同僚を記憶していないことから、これらの同僚に対し照会をすることができなかった。

このほか、申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 2 申立人の申立期間②について、K店の事業主は、「申立人は、弟がC地から帰ってきた際にD工事で一緒に働いて友達になったと言って連れてきて、それから結婚する(婚姻届は、昭和38年*月*日)まで勤務していた(期間は、不明)。」と供述していることから、期間の特定はできないものの、申立人がK店に継続して勤務していたことがうかがわれる。

しかし、K店の事業主は「売上も社員も少なかったので厚生年金保険の適用事業所の届出をしておらず、厚生年金保険及び健康保険には加入していなかったことから、国民健康保険(国民年金は、昭和36年4月以降)に加入するよう勧め、自身も〇健康保険に加入していた。」と供述しているところ、事業主の氏名検索を実施したが、申立期間②について厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、「K店」は、昭和36年1月25日に「有限会社K店」と登記されていることから、社会保険庁の保管する記録について同名又は類似の事業所検索で、P地所在の「K店」は14事業所が確認されたが、申立人の記録は確認されなかった。

さらに、事業主のL氏及び役員であった事業主の弟のQ氏の氏名検索を行ったところ、いずれも国民年金の記録が確認できず同じく役員であったR氏は不明である上、申立人は同僚の名前を記憶していないことから同僚照会ができない。

このほか、申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはで

きない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 5 月 25 日から 63 年 5 月 28 日まで
前職時代に一緒に勤務していてA株式会社に転職した先輩の紹介で、昭和 60 年 5 月 25 日から平成 5 年 5 月 20 日まで同社に勤めていたが、昭和 63 年 5 月 28 日からの加入記録しか無い。申立期間も被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所の記録では、申立人の主張する勤務開始日と半年程度のずれはあるものの、申立人は、昭和 61 年 1 月 1 日からA株式会社において雇用保険に加入していること及び申立人の記憶している同僚は、申立人の入社時期と多少のずれがあるものの同じ時期に入社したとしていることから、申立人は申立期間の一部において同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人をA株式会社に紹介したとしている先輩は既に死亡しているため、勤務実態等について供述を得ることができなかった。

また、A株式会社では、同社が保有している「被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」には、申立人の主張する勤務開始日である昭和 60 年 5 月の前後 6 月ぐらいの期間における申立人の記録は無いとしている。

さらに、社会保険事務所のA株式会社に係る事業所別の被保険者名簿には申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

加えて、A株式会社では、「B届」により平成 5 年に退職した事実は確認できるが、発行の時期については確認することができなかったことから勤務開始日は不明としている。

なお、同僚に照会したところ、回答のあった6人のうち4人は試用期間があったと供述している上、入社日を回答してきた9人のうち2人は入社日から3か月後に厚生年金保険に加入していることが確認できた。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 10 月 25 日から 35 年 2 月ごろまで
② 昭和 35 年 10 月 1 日から 36 年 10 月 1 日まで
申立期間はA社に通算して2年以上勤務していたのに、厚生年金保険の加入記録は1か月のみとなっている。当時の同僚も覚えているので、申立期間において被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人は両申立期間においてA社に勤務していたことがうかがえる。

一方、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（マイクロ原票）の「B」（昭和 36 年 10 月 1 日資格取得、同年 11 月 25 日資格喪失）の記録が申立人のものと確認され、平成 20 年 10 月 20 日付けで申立人の記録として統合が行われているが、当該統合された期間以外の両申立期間において同名簿に申立人に係る被保険者名は無く、健康保険番号の欠番も無い。

また、同僚照会を行ったところ、同僚の一人は給与明細書を所持しているものの、i) その給与明細書に発行年が記載されておらず、年月が特定できないこと、ii) 当該同僚は、申立人と給与金額は同じではなかったとしている上、給与計算は日当のときもあったが、請負の歩合制によるときもあったと供述していること、iii) 当該同僚は、A社に3年ほど勤務していたと主張しているものの、被保険者記録照会回答票によると、厚生年金保険の加入は1年9か月の期間であり、当該同僚が勤務していたとする期間の一部しか記録が無いこと、などから判断すると、申立人と当該同僚の給与等が同様であったとは認められず、申立人が両申立期間において事業

主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことの確認ができない。

さらに、このほか回答があった同僚3人の厚生年金保険の加入記録は、A社に1年ほど勤務していたとする二人のうち、一人は1か月の期間、一人は5か月の期間で、2年ほど勤務していたとする一人は1か月の期間となっており、いずれも当該同僚が勤務していたとする期間のうち、一部の期間しか記録が無い。

これらを総合的に判断すると、A社では申立期間当時において、勤務していた期間すべてを厚生年金保険の被保険者期間としていなかった事情がうかがわれる。

加えて、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も高齢でかつ病気のため記憶を失くしていることから、申立内容の事実を確認できる関係資料や供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月 12 日から 37 年 5 月 1 日まで
記録上の脱退手当金支給対象事業所となっている二つの事業所のうち A 株式会社については受け取った記憶があるが、B 有限会社の脱退手当金は受け取っていない。手続は一度 C 地に勤めていたときは自分でしたが、D 地に出てきてからは脱退手当金の手続はしていない。B 有限会社の脱退手当金は受け取っていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁の記録上、申立期間と合算して脱退手当金が支給されたこととなっている申立期間以前に勤務した期間については、脱退手当金を申立期間以前に受給したと主張しているが、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無いほか、申立期間の B 有限会社のみでは厚生年金保険被保険者期間が 10 か月しかなく、当時の厚生年金保険法の規定では脱退手当金の請求が可能な被保険者期間を満たしておらず、申立期間のみで脱退手当金を請求・受給することは制度上できないなど、申立期間以前に勤務した期間のみの脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情は無く、申立人の主張は不自然である。

また、申立期間に係る厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示がある上、オンライン記録上、申立期間後に申立期間とそれ以前の期間を基礎として支給されており、同一の被保険者記号番号で管理されている申立期間とそれ以前の期間を支給期間とした脱退手当金に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないほか、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 1915 (事案 580 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 12 月 1 日から 36 年 3 月 31 日まで
② 昭和 36 年 4 月 7 日から 37 年 3 月 5 日まで
③ 昭和 38 年 12 月 1 日から 45 年 10 月 26 日まで

65 歳になり年金受給手続をした際に、脱退手当金が支給されていることを初めて知った。昭和 46 年 8 月 13 日に住所と氏名を変更するために社会保険事務所へ行っただけなので、厚生年金保険被保険者証に脱手の印を押されたとは気付かなかった。脱退手当金の請求をした覚えはないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証に「A46. 8. 13 脱手」と押印されていること及び申立期間の脱退手当金が昭和 46 年 8 月 26 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更の手続が行われたと考えるのが自然であるとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 2 月 16 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、脱退手当金を受給していないことを示す資料として新たに昭和 44 年 12 月に B 地のペンション用地を購入した際の領収書等の写しを提出したが、当時の経済的な余裕の有無を判断する資料とはなるものの、これは委員会の当初の決定を変更すべき事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 7 月 1 日から 10 年 8 月 26 日まで
社会保険庁の記録では有限会社Aにおける平成 8 年 7 月から 10 年 7 月までの標準報酬月額が、10 年 8 月の記録訂正処理によって 36 万円から 9 万 2,000 円に引き下げられているのはおかしいので、調査の上、標準報酬月額を元の金額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準報酬月額の^{そきゅう}遡及訂正処理日において有限会社Aの代表取締役であったことが社会保険庁のオンライン記録や同社の商業登記簿謄本等により認められる。

また、社会保険庁のオンライン記録により、申立期間の標準報酬月額については、当初、平成 8 年 7 月から 10 年 7 月まで 36 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（10 年 8 月 26 日）後の同年 8 月 31 日付けで、8 年 10 月及び 9 年 10 月の定時決定を取り消した上で、8 年 7 月から 10 年 7 月までの 25 か月間の標準報酬月額がさかのぼって 9 万 2,000 円に訂正されていることが確認できる。

さらに、申立人は申立期間の標準報酬月額の^{そきゅう}遡及訂正については知らないと主張しているところ、申立期間当時、同社の社会保険事務所に対する諸手続は申立人本人が行っていたとしていること、及び厚生年金保険の適用事業所ではなくなった当時、かなりの金額の社会保険料の滞納があり、社会保険料納付について社会保険事務所に出向き、担当者とは何回か打合わせをしたとしていることなどから、申立人は、本件厚生年金

保険関係の事務に直接に関与し、申立人の同意により申立期間の^{そきゅう}遡及訂正が行われたと考えるのが自然である。

なお、B 社会保険事務局によると、申立人及び有限会社 A に係る関係資料については保存期間経過のため存在しないとし、月額変更届や算定基礎届が^{そきゅう}遡及訂正処理されていることについて不適切な処理がなされたかどうかは判断できないとしている。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、会社の業務としてなされた当該行為について責任を負うべきであり、自ら標準報酬月額^{そきゅう}の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の記録に係る訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 8 月 1 日から 38 年 3 月 1 日まで

A所を退職する時、直属の課長から「厚生年金保険は、次に勤める時に継続するので、一時金として受取らないほうがよい。」と言われ、申立期間の脱退手当金を受給しなかった。昭和 48 年に国民年金に加入したが、特例納付ができることを聞き、申立期間直後の 38 年 3 月の国民年金保険料を特例納付したのに、申立期間が脱退手当金を受給した記録になっているのは信じられない。申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたA所B工場の被保険者名簿において、申立人の氏名等が記載されているページとその前後8ページに記載されている女性の厚生年金保険の記録を調査したところ、43名が当該事業所を退職後に脱退手当金を受給しており、そのうち、38名が12か月以内に支給決定されていることなどを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立人は、昭和 50 年 7 月に国民年金の加入手続を行い、48 年 10 月から国民年金保険料の納付を開始し、特例納付により国民年金保険料をさかのぼって納付できることを知り、特例納付をしたと申し立てしているところ、国民年金加入時期において、国民年金の受給資格を取得するのに最低 300 月の保険料納付期間等が必要であり、60 歳到達までに必要な 18 か月分を特例納付したものと考えられることを踏まえると、申立期間は脱退手当金として支給されたため、受給資格に必要な期間として算入されなか

ったものと考えられる。

さらに、申立人の被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示がされているとともに、申立期間の脱退手当金は3か月以内に支給されており、一連の事務手続に不自然さはいかたがえ、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年9月11日から23年9月1日まで
昭和22年9月11日から平成元年4月21日までA株式会社（現在は、B株式会社）に継続して勤務していたが、申立期間が厚生年金保険被保険者期間から抜けているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社の在職証明書及び人事記録から、申立人は昭和22年9月11日から平成元年4月20日まで同社に継続して勤務していることが確認できるものの、社会保険庁の記録によると、申立人が申立期間当時勤務していたA株式会社C支店は、昭和23年7月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、申立期間の初期の期間は適用事業所ではないことが確認できる。

また、同支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和23年7月1日以前に被保険者資格を取得した者はおらず、申立人の厚生年金保険の記号番号は、23年9月1日付けで被保険者資格を取得した同僚7人と一連のものとなっている。

さらに、同僚からは、申立期間において厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述等を得ることができなかつた上、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことについての記憶は定かでないとして供述しており、かつ、保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断する

と、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 1 月から同年 5 月まで
② 昭和 59 年 6 月から 60 年 2 月まで
③ 昭和 61 年 2 月から同年 4 月まで

社会保険事務所の記録では、昭和 62 年 2 月 5 日から株式会社 A で厚生年金保険に加入したことになっているが、申立期間①は株式会社 B に、申立期間②は株式会社 C に勤務した。また、申立期間③は D 株式会社 に勤務していた。いずれの期間も未加入となっているので、調査して厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、株式会社 B は既に事業を廃止し、当時の事業主に照会したところ、厚生年金保険の届出をしていないとの回答があり、社会保険事務所が保管する事業所別被保険者名簿から当該事業所は昭和 59 年 11 月 12 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間①においては、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録で上記新規適用時に被保険者であったことが確認できる上、所在の確認ができた二人に照会したが、回答を得ることができないことから、申立人の申立期間①での在籍が確認できない。

さらに、申立人の当該事業所での雇用保険の加入記録を確認することができない。

加えて、申立人が申立期間①において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無

い。

- 2 申立期間②について、株式会社Cは昭和 59 年 9 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主の名前も明らかでなく、商業登記もないことから、事業主に照会することもできず、申立人の申立期間②当時の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、社会保険庁のオンライン記録により上記適用事業所ではなくなった時に被保険者であったことが確認できる上、所在の確認ができた同僚 5 人に照会したが回答を得られず、申立人の申立期間②当時の勤務状況等について確認することができなかった。

さらに、申立人の雇用保険の記録が昭和 59 年 11 月 1 日から株式会社Aで加入となっていることから、同社での勤務が推認できるが、社会保険事務所が保管する事業所別被保険者名簿で同社が厚生年金保険の適用事業所となった 60 年 2 月 5 日に被保険者資格を取得したことが確認できる上、所在の確認ができた同僚 5 人は株式会社Cが適用事業所ではなくなったときに照会した 5 人と同一であり回答を得られず、申立人の申立期間②当時の勤務状況等について確認することができなかった。

加えて、申立人が申立期間②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 3 申立期間③について、社会保険庁のオンライン記録で、申立期間③にD株式会社の被保険者であったことが確認できる上、所在の確認ができた同僚 5 人に照会し二人から回答を得て、そのうち一人が申立人の名前を記憶していたことから、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことがうかがえるが、事業主からは、同社は試用期間が 3 か月あり、その後社員に登用しており、申立人の申立期間③は試用期間内だけであるため、人事記録は残っておらず、厚生年金保険には加入させていなかったとの回答を得た。

また、申立人の当該事業所での雇用保険の加入記録を確認することができず、このことは前述の事業主の回答を裏付ける内容である。

さらに、申立人が申立期間③において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 4 このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控

除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 5 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 1 月 1 日から 48 年 1 月 1 日まで
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が抜けていることが判明した。当該期間については、A株式会社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA株式会社にパート社員として勤務していたと申し立てているが、同僚は、勤務実態について不明としている上、事業主は、申立てどおりの厚生年金保険の資格取得及び資格喪失の届出、保険料の納付等については不明であると回答しており、申立ての事実を確認することができない。

また、回答のあった同僚は、パート社員の場合、5年以上勤務しなければ厚生年金保険に加入させてもらえなかったと供述しており、当時の顧問社会保険労務士は、「当該事業所はB業のため、パート社員が多数いた」と回答している。

さらに、社会保険事務所が保管している事業所別被保険者名簿には、申立人の氏名は見当たらず、健康保険証の番号に欠番も無い。

加えて、申立人がA株式会社に勤務したとしている期間については、雇用保険の加入記録も無い。

なお、申立期間に係る給与明細書等の資料が無いことから、申立人が給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見

当たらない。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 10 月 30 日から 49 年 8 月 31 日まで
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、厚生年金保険の加入記録が1か月のみであった。1か月で辞めたことはない。当該期間については、有限会社Aに勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において有限会社Aに勤務していたと申し立てているが、同僚の多くは「申立人は、勤務はしていたが、期間や勤務実態については不明である」としている上、当時の事業主からは、文書照会及び電話による照会に対して全く回答が無く供述を得られないため、申立ての事実を確認することができない。

また、社会保険庁の記録によると、申立人は、昭和 48 年 10 月 30 日（資格喪失日）からは国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人が有限会社Aに勤務したとしている期間については、雇用保険の加入記録も無い。

なお、申立期間に係る給与明細書等の資料が無いことから、申立人が給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 10 日から 41 年 10 月 20 日まで
社会保険庁の記録によると、A株式会社B支店に勤務していた全期間が欠落しているので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、外務員としてA株式会社B支店に勤務していたとしているものの、同僚によると、外務員は厚生年金保険に非加入であったと供述している上、当該事業所は破産により消滅しており、申立人の勤務実態等を確認できる資料は無く、申立人の当該事業所での雇用保険の被保険者記録も無い。

また、社会保険庁の記録から、申立人には、国民年金手帳番号が昭和 37 年 11 月ごろに払い出された上、同年 11 月分から 41 年 10 月分まで国民年金保険料が納付されたことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間当時から国民年金の加入及び納付を知っていたとしている。

なお、申立人は当該事業所において支給された給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかについて、「わからない」としている。

このほか、申立人が申立期間において、厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 10 月 1 日から 53 年 7 月 1 日まで

私は、株式会社A（現在は、株式会社B）に昭和 52 年 5 月 18 日に入社し、試用期間後の同年 9 月から正社員として勤務していた。この際、給与が 15 万円から 20 万円に昇給し、さらに 53 年 4 月に定期昇給によって 22 万円となったことを記憶している。一方、社会保険庁の記録では、52 年 10 月から 53 年 6 月までの標準報酬月額が 11 万円となっているが、11 万円では生活不可能であり、何かの誤りであると思われる。訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁の記録では、昭和 52 年 5 月に資格を取得した時の標準報酬月額が 15 万円であるにもかかわらず、その後の同年 10 月の定時決定において 11 万円に減額されており、入社後まもなく給料が下がった記憶は無いことから不自然であると申し立てている。

しかし、社会保険事務所が保管していた申立人の厚生年金保険被保険者原票は、申立人の標準報酬月額の記載内容に不自然な点は無く、社会保険庁のオンライン記録とも一致している上、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

また、事業主が保管していた申立人に係る昭和 53 年度分の給与支払報告書の「社会保険料の金額」欄に記載された額は、申立人の主張する標準報酬月額を基に仮に算定した社会保険料控除額よりもやや低額である。

さらに、事業主は、申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保有していないことから、申立人の申立期

間の標準報酬月額及び保険料控除額について確認することができないとしている。

このほか、申立ての事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、事業主は申立人の給与から社会保険庁の記録どおりの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除していたと考えるのが自然であり、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 1944

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 5 月上旬から 63 年 8 月末日まで
② 昭和 63 年 10 月中旬から平成 4 年 9 月末日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間①及び②について厚生年金保険の加入記録が無いことが判明した。申立期間①当時はA株式会社（現在は、B株式会社）C店にDとして勤務しており、同じパートの人が厚生年金保険に加入していた。また、申立期間②当時は株式会社E（現在は、株式会社F）のG店にパートとして勤務していた保険料を引かれていたと思うので、当該期間を被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、事業主の回答及び申立人提出の写真により、申立人が申立期間の一部期間において、A株式会社C店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業主は、当時の厚生年金保険料の控除に関する資料は保存されておらず、保険料を控除したか不明であるとしており、申立人の意向で同僚に照会できないなど、申立人の申立期間の保険料控除については確認できない。

また、事業主は、社会保険に加入させるD業については、筆記試験と面接を受けて合格する必要があるとしているところ、申立人は筆記試験を受けた記憶は無いと説明している。

なお、社会保険庁のオンライン記録によると、申立期間①に国民年金保険料納付が確認できる。

さらに、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除さ

れていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 2 申立期間②について、事業主提出の社会保険対象者一覧表及び給与台帳、雇用保険の被保険者記録等により、申立人が、申立期間の一部期間において、株式会社EのF店にDとして勤務していたことは確認できる。

しかしながら、上記の社会保険対象者一覧表の申立人に係る「厚生年金NO」欄に番号の記載は無く、事業主が提出した申立期間の一部期間の給与台帳の「厚生年金」欄にも保険料の記載が無い。

なお、社会保険庁のオンライン記録によると、申立期間②に国民年金保険料納付が確認できる。

また、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 11 月 1 日から 46 年 3 月 31 日まで
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。当時は、A 区の B 株式会社に住み込みで働きながら、大学の二部に通学していました。同社には、妻帯者の従業員もおり、何らかの保険には加入していたと思うので、再調査をお願いします。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B 株式会社の所在地や業務内容を記憶しており、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことうかがえるが、社会保険事務所の記録から同社が厚生年金保険の適用事業所になっていることが確認できない。

なお、C 法務局 D 所交付の同社の登記簿謄本により、同社は昭和 36 年 12 月 5 日に会社設立し、57 年 3 月 31 日に解散していることが確認できるが、謄本に記載された代表取締役及び役員の年金記録を社会保険庁の記録から特定することはできない。

また、申立人は同僚の姓のみしか記憶していないことから、同僚の調査を行うことができず、申立期間における事業主による厚生年金保険料の控除及び同僚の年金記録を確認することができない。

さらに、謄本に記載された代表取締役の住所に申立てに係る照会の文書を送付するも、宛先不明で返戻され、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 10 月 1 日から 8 年 7 月 31 日まで
社会保険庁の記録では、平成 7 年 10 月から 8 年 7 月までに係る標準報酬月額が 41 万円となっているが、当時の賃金台帳の報酬月額に基づく標準報酬月額は 59 万円となるので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が主張する標準報酬月額の相違について、事業主は、入社時の初回賃金を誤って低い賃金で支給し、翌月の給与において賃金を訂正して前月分の清算を行ったが、その際、標準報酬月額の訂正届出が漏れ、翌年の定時算定基礎届出時まで低い標準報酬月額となったことを認めている。

しかしながら、事業主が保管していた賃金台帳上の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額と、社会保険庁の記録上の標準報酬月額は一致しており、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 12 月 1 日から 5 年 5 月 31 日まで
社会保険事務所からの連絡により、代表取締役を務めていた株式会社 A の B 社における厚生年金保険被保険者期間のうち、平成 5 年 6 月において、標準報酬月額が 4 年 12 月まで遡及して 8 万円に引き下げられていることがわかった。

申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人が代表取締役を務めていた株式会社 A の B 社は平成 5 年 5 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているところ、申立人の標準報酬月額は同日以降の同年 6 月 21 日に遡及して 4 年 12 月から 5 年 3 月までの期間が 50 万円から 8 万円に訂正されていることが確認できる。

また、社会保険庁の記録及び登記簿謄本において、減額訂正時における同社の被保険者及び取締役は申立人一人であり、かつ、申立人が同社の清算人であることが確認できる。

さらに、申立人は社会保険事務手を担当していたと供述している。

そのほか、申立人の標準報酬月額を示す当時の給与明細書、賃金台帳などの資料は見当たらない。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、会社の業務としてなされた行為については責任を負うべきであり、自ら標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間について厚生年金保険の標準報酬月額の記録に係る訂正を認めることはできない。